

※個人情報につき取扱いに注意願います

獣医師会会員異動等通知票

No. _____

I. 区分 (該当する番号を○で囲んでください)

1 新規	2 異動	3 退会	4 死亡
------	------	------	------

※記入されるにあたっては、記入要領をお読みください。

記入日	年	月	日
栃木県獣医師会	担当者		

II. 基本情報 (新規の場合は全項目について、また、異動・退会・死亡の場合は、赤枠内のみ記入して下さい)

会員番号(獣医師免許登録番号)										
氏名	フリガナ	(姓)	(名)							
	漢字									
生年月日		1大正	2昭和	3平成	年	月	日			

獣医師免許登録年月日	1大正	2昭和	3平成	年	月	日
性別	1 男	2 女				
卒業獣医学校名						
獣医学校卒業年月日	1大正	2昭和	3平成	年	月	日

III. 詳細情報 (新規の場合は⑥を除く全項目について、異動の場合は異動事項についてのみそれぞれ記入し、退会・死亡の場合は記入不要です)

① 支部		班		会員種別	
------	--	---	--	------	--

② 自宅	現住所	〒	—	(市区郡)	(町名番地)	(ビル・マンション名)
	電話番号	()	FAX	()		

③ 勤務先	職域区分	大分類コード	小分類コード	名称		
	<small>〔記入要領の職域コード番号を記入してください〕</small>			所属部署		
	現住所	〒	—	(市区郡)	(町名番地)	(ビル・マンション名)
	電話番号	()	FAX	()		

④ 所属学会	
<small>〔記入要領の職域コード番号を記入してください〕</small>	

⑤ 日本獣医師会雑誌	送付	1 要	2 否
	送付先	1 自宅	2 勤務先

⑥ 新氏名	フリガナ	(姓)	(名)
	漢字		

獣医師会会員異動等通知票の記入要領

記入要領等

- (1) 必ず楷書で丁寧に記入し、略字を使用しないでください。また、数字はすべて算用数字で記入し、項目によっては該当する番号を○で囲んでください。
- (2) 住所欄の記入については、該当する都道府県を○で囲み、丁目及び番地は「-」で区切り（例：1-2-3）、ビル・マンション名を正確に記入してください。
- (4) 「Ⅰ. 区分」の内容は次のとおりです。
 - 1 新規・・・・・・・・新規に獣医師会に入会した場合。
 - 2 異動・・・・・・・・既に獣医師会に入会している会員であって、「Ⅲ. 詳細情報」の①～⑥の項目に変更があった場合。
 - 3 退会・・・・・・・・獣医師会を退会した場合（死亡による退会を除く）。
 - 4 死亡・・・・・・・・死亡した場合。
- (5) 「Ⅱ. 基本情報」の会員番号（獣医師免許登録番号）右詰めで記入し、余ったカラムは0で埋めてください（例：1234⇒001234）。
- (6) 「Ⅲ. 詳細情報」の①支部・班・種別名、③勤務先の職域区分コード及び④所属学会コードは、下記を参考に記入してください。
- (7) ③の勤務先の「職域コード」は、必ず大分類コード及び小分類コードを記入してください（産業動物診療と小動物診療の両方をされる方は、別途申し出下さい）。
- (8) 「勤務先の名称」は、動物病院開業又は動物病院勤務の場合にあつては、動物病院名を記入してください。
- (9) ⑤の日本獣医師会雑誌の「送付先」を勤務先とする場合には、勤務先名称のみならず所属部所も必ず記入してください（動物病院を除く）。

支部・班名

支部名	班名
中央	宇都宮
	芳賀
	上都賀
北	那須
	南那須
	塩谷
南	小山
	栃木
	足利
職域	農政
	衛生
	共済
	酪農
	JA全農グループ
	JRA総研
	宇公
	職域

種別

甲種	自ら診療施設を開設しその診療施設を代表する獣医師
乙種	(ア)団体及び企業等に勤務する獣医師又はそれらを退職した獣医師 (イ)甲種会員の診療施設に勤務する獣医師 (ウ)甲種会員の配偶者、子女等の獣医 (エ)個人で入会する非開業獣医師
功労	本会に功労があった者で理事会が別に定める会員

職域コード

大分類コード	
00	職域不明
11	国家公務員
12	都道府県職員
13	市町村職員
21	団体役職員
31	会社役職員
41	動物病院開業
42	動物病院勤務
51	その他の獣医事従事者
91	獣医事に従事しない者

小分類コード	
00	詳細不明
10	農林水産関係
20	公衆衛生関係
30	産業動物診療
40	小動物診療
50	研究
90	その他

例示	職域区分	
	大分類	小分類
① 国立獣医大学の獣医外科学教官	11	90
② 私立高校の生物学の教員	21	90
③ 家畜保健衛生所の職員	12	10
④ 食肉衛生検査所の職員	12	20
⑤ 農業共済団体系畜診療所の職員	21	30
⑥ 製薬会社の研究員	31	50
⑦ 製薬会社のプロパー	31	90
⑧ 小動物診療施設の研修医・勤務医	42	40
⑨ 動物用医療器機販売会社の社員	31	90
⑩ 一般事務機販売会社の社員	91	90

学会コード

0	不明
1	日本産業動物獣医学会
2	日本小動物獣医学会
3	日本獣医公衆衛生学会

注1：大分類コード91の「獣医事に従事しない者」とは、「獣医学」の知識を必要としない業務に従事している場合に該当します（獣医師法第22条の届出と同様）。

注2：業務が複数にわたる場合は、主たる業務（収入が最も多い業務）に該当するものを記載してください。

注3：親子、夫婦、兄弟等同一家族で動物病院を営んでいる場合は、病院の開設者を「動物病院開業者」とし、それ以外の者は「動物病院勤務」としてください。

注4：動物病院が会社組織である場合であっても、職域の大分類コードは、41又は42としてください。